

申告に必要なもの

- ①印鑑
- ②給与・年金などの源泉徴収票(原本)
- ③各種保険料の支払証明書(生命保険・個人年金・地震保険・国民年金)
- ④医療費の領収書(医療費控除)・寄附金の受領書(寄附金控除)
- ⑤金融機関の通帳(還付を受けられる人、本人名義に限る)
- ⑥口座振替で納税を希望される人は、本人名義の通帳とその届出印(新規・変更の人)

申告相談の日程表

《還付申告》

と き	と ころ	対象地区
2月1日(水)～3月15日(木) (土・日曜日を除く)	9:00～16:00 越前町役場	全地区

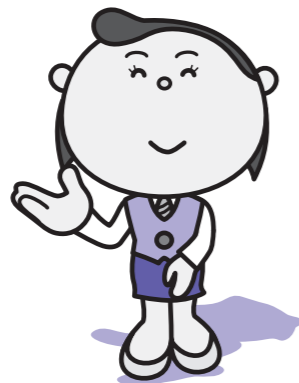
《町県民税申告・確定申告》

と き	と ころ	対象地区
2月16日(木)～3月15日(木) (土・日曜日を除く)	9:00～16:00 越前町役場	全地区
2月16日(木)～2月17日(金)	9:00～16:00 宮崎コミュニティセンター	宮崎地区
2月21日(火)～2月22日(水)	9:00～16:00 越前コミュニティセンター	越前地区
2月27日(月)～2月29日(水)	9:00～16:00 織田コミュニティセンター (生涯学習センター織田分館)	織田地区

申告のお願い

申告期間中は、申告会場が大変混雑します。スムーズに申告を済ませるためにも、申告前の準備(①・②)や自分で出来るだけ申告書を記入し、必要な書類を必ず持参してください。

- ①農業所得や事業所得などの申告をされる人は、収支内訳書の記入
 - ②医療費控除を申告される人は、医療機関別、受診した人ごとに整理・集計
- 青色申告や土地・株式の譲渡所得、山林所得などがある人は税務署で申告してください。



問合せ先 税務課 ☎34-8709

町県民税・所得税の申告はお早めに！

申告期間 2月16日(木)～3月15日(木)

今年も所得税の確定申告、町県民税の申告が2月16日(木) から始まります。
次ページの申告相談日程表を参考に、該当する人は忘れずに申告をしてください。
申告書は、郵送や電子申告(e-Tax)で提出することもできます。

確定申告が必要な人

- ①1か所からの給与収入以外に20万円を超える所得(年金・事業・不動産など)がある人
- ②23年中の給与収入が2,000万円を超える人
- ③2か所以上から給与収入がある人
- ④年末調整をしていない給与収入がある人
- ⑤公的年金などの収入が400万円以上で他の所得が20万円以上ある人
- ⑥公的年金収入のみで、公的年金などに係る所得の金額が所得控除(配偶者控除や社会保険料控除など)の合計額を超える人

申告をすれば税金が戻る人

- 申告をすれば、納め過ぎた所得税が戻ることがあります。
- ①23年の途中で退職し、再就職しなかったため年末調整を受けなかった人
 - ②給与と所得者・年金所得者で、医療費控除や雑損控除、寄附金控除などを受けることができる人
 - ③住宅ローンなどを利用してマイホームの新築・増改築などをした人

公的年金を受給されている人

国民年金や厚生年金などの公的年金収入は、「雑所得」の対象となります。
「公的年金等の源泉徴収票」で源泉徴収税額の記載がある人は、確定申告で配偶者控除や医療費控除などの控除を受け所得税の清算をすることになります。
また、源泉徴収税額がない人でも、公的年金の雑所得とその他の所得の合計額が、基礎控除や扶養控除などの各種所得控除の合計額を超える場合には、確定申告の必要があります。

町県民税の申告が必要な人

- 平成24年1月1日現在、越前町に住んでいて、所得税の確定申告をする必要がない人のうち
- ①給与収入のある人で、勤務先から給与支払報告書が提出されていない人
 - ②給与収入以外の所得(事業・不動産・配当など)の合計が20万円未満の人
 - ③公的年金などの収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下の人

国民健康保険税の申告が必要な人

国民健康保険に加入している人で、同居の人の税の扶養にもなっていない人は、23年中に収入がなくても必ず申告をしてください。
※所得金額が一定以下の場合、国民健康保険税が軽減されます。ただし、所得の申告をしないでと軽減の対象外となります。